

医政支発 0926 第 10 号
平成 26 年 9 月 26 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長
(公印省略)

持分なし医療法人への移行に関する計画の認定等について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 83 号）の一部が本年 10 月 1 日から施行されることに伴う政省令等の整備については、平成 26 年 9 月 26 日付け医政発 0926 第 5 号で通知したところです。

医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）の一部改正のうち、持分なし医療法人への移行計画の認定に関する事項について、下記のとおり補足しますので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、貴管内医療法人に周知をお願いいたします。

また、別添のとおり「『持分なし医療法人』への移行に関する手引書」を作成したので、当該手引書についても併せて御了知いただくとともに、貴管内医療法人に周知をお願いいたします。

記

第一 移行計画の認定制度について

- 1 移行計画の認定を受けた場合は、税制措置又は融資制度の支援を受けることができるものであること。

なお、これらの支援が必要ない場合は、移行計画の認定を受けることなく、従来どおり定款変更により持分なし医療法人へ移行することができるものであること。

- 2 移行計画の認定の申請については、都道府県又は地方厚生（支）局を経由せず、直接厚生労働省医政局医療経営支援課へ提出すること。
- 3 移行計画の認定の申請は 1 回限りしか認められないことから、計画内容等について十分検討の上、申請すること。

- 4 移行計画の変更が生じたとき（合併により存続法人となったとき、融資制度の利用見込みが生じたとき等）は、速やかに移行計画の変更認定申請を行うこと。

第二 移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款変更について

- 1 認定医療法人は、移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款への変更について、速やかに都道府県知事に申請すること。
- 2 認定医療法人が移行計画に沿って持分なし医療法人に移行した場合、定款変更について、速やかに都道府県知事に申請すること。
- 3 定款変更の申請を受け付けた都道府県においては、持分なし医療法人への移行を円滑に進める観点から、定款変更の認可について遅滞なく事務処理されたいこと。

第三 移行計画の認定に伴って行う出資持分の放棄について

- 1 出資者等が出資持分の放棄を行う場合は、医療法施行規則附則第 60 条第 4 項に規定する出資持分の放棄申出書（附則様式第 7）によるものとする
こと。
- 2 出資者等から「出資持分の放棄申出書」（附則様式第 7）の提出があった場合、当該申出書の「6 放棄日」に記載された日において放棄の効果が生じることから、医療法人においては、当該放棄日をもって、出資者名簿の書き換えを行うこと。

第四 移行計画に関連する税制措置等について

- 1 納税猶予の適用を受ける出資者等による譲渡その他の持分の処分があった場合、当該出資者等が所属する認定医療法人が移行期限までに持分なし医療法人に移行できなかった場合、又は当該認定医療法人が解散若しくは合併により消滅（合併により法人が消滅するため、移行計画の認定が取り消される場合に限る。）した場合は、納税猶予の期限が確定することから、相続税又は贈与税を納付すること。

また、これらの事象が生じた場合には、遅滞なくその旨等を納税猶予を受けた出資者等の納税地の税務署長に通知しなければならないため、その旨を速やかに厚生労働省医政局医療経営支援課あて連絡されたいこと。

2 基金拠出型医療法人へ移行した場合、猶予税額のうち基金に拠出した額に対応する猶予税額と利子税を合わせて納付しなければならず、放棄した額に対応する猶予税額が免除されることになるので留意されたいこと。

なお、基金拠出型医療法人への移行のための定款変更に係る都道府県知事の認可があった日から2月を経過する日が、納税猶予の期限となるので留意されたいこと。

3 持分なし医療法人への移行にあたり、相続税法（昭和25年法律73号）第66条第4項の規定に該当する場合は、医療法人に対して贈与税が課されることがあることについては、従来どおりであるので留意されたいこと。

担当部署

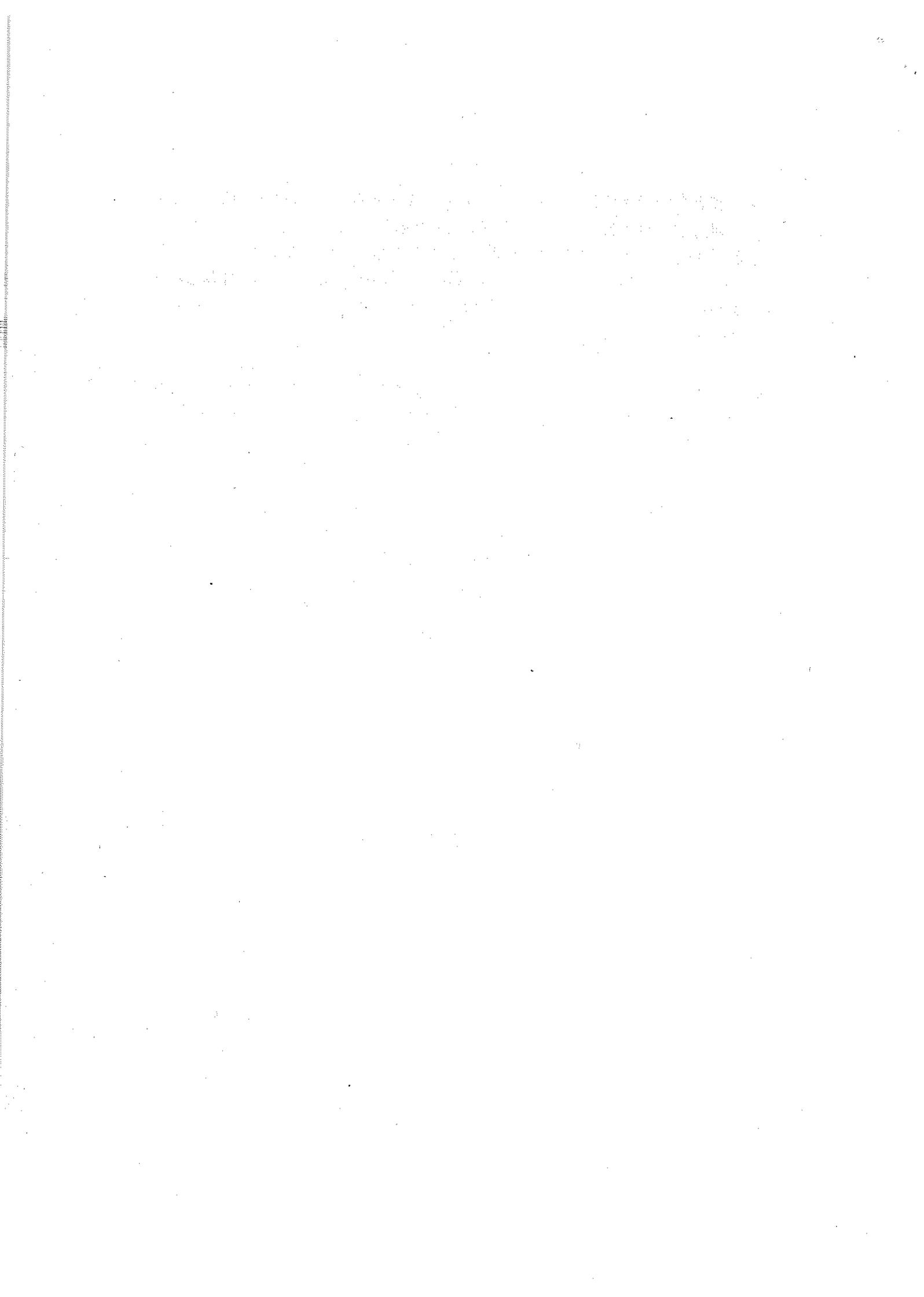
厚生労働省医政局医療経営支援課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL : 03-5253-1111 (内線 2672)

03-3595-2261 (直通)

FAX : 03-3580-9644



「持分なし医療法人」への 移行に関する手引書

平成26年9月発行

厚生労働省医政局医療経営支援課

目 次

第1章 「持分なし医療法人」への移行促進策	
第1節 持分なし医療法人への移行促進策の概要と支援	3
第2章 移行計画の認定制度	
第1節 持分なし医療法人への移行の検討	4
第2節 移行計画の認定	5
第3節 移行計画の変更認定	6
第4節 移行計画の認定取消	6
第5節 実施状況報告	7
第6節 持分なし医療法人への移行完了	8
【図】 認定制度の流れ	9
【図】 移行計画の認定から持分なし医療法人への移行までの流れ	9
第7節 提出書類への記載方法	10
【記載例】 移行計画認定申請書(附則様式第1)	10
【記載例】 移行計画(附則様式第2)	11
【記載例】 出資者名簿(附則様式第3)	14
【記載例】 事務担当者連絡先(別紙1)	15
【記載例】 移行計画変更認定申請書(附則様式第4)	16
【記載例】 実施状況報告書(附則様式第5)	17
【記載例】 出資持分の状況報告書(附則様式第6)	18
【定款例】 認定医療法人	20
【定款例】 持分なし医療法人	26
第3章 相続税・贈与税の納税猶予等の税制措置について	
第1節 相続税の納税猶予等	33
第2節 贈与税の納税猶予等	33
第3節 納税猶予の手続き	33
第4節 猶予税額免除の手続き	34
第5節 税額計算について	34
第6節 基金拋出型医療法人へ移行した場合の猶予税額の取り扱い	35
第7節 持分を放棄しなかった場合の猶予税額の取り扱い	36
第8節 放棄申出書等	36
【記載例】 出資持分の放棄申出書(附則様式第7)	37
第4章 融資制度について	
第1節 新たな経営安定化資金	38
第2節 貸付限度額等	38
第3節 貸付条件	38

第4節 審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

第5章 その他

第1節 持分なし医療法人への移行促進策の事前準備・・・・・・・・・・ 39

第2節 持分なし医療法人へ移行した場合の医療法人の課税関係・・ 39

第3節 基金拠出型医療法人へ移行した場合の出資者の課税関係・・ 39

【図】持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行
に関する税制について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

【参考】持分の定めのない医療法人への移行に係る質疑
応答集(Q & A)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

第4節 参考となる通知・解説等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

第5節 申請・相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

第1章 「持分なし医療法人」への移行促進策

ここでは、持分なし医療法人への移行促進策の概要について説明します。

第1節 持分なし医療法人への移行促進策の概要と支援

1 概要

医療法人の経営者の死亡により相続が発生することがあっても、相続税の支払いのための出資持分払戻などにより医業継続が困難になるようなことなく、当該医療法人が引き続き地域医療の担い手として、住民に対し医療を継続して安定的に提供していけるようにするため、医療法人の任意の選択を前提としつつ、以下のような移行促進策を講じました。

2 移行計画の認定制度

移行について計画的な取組を行う医療法人を、国が認定する仕組みを導入することとし、この仕組みを法律に位置づけました。

移行計画の認定制度の実施期間は、法律の施行日である平成26年10月1日から平成29年9月30日までの3年間です。

3 移行計画の認定を受けた医療法人への支援

①税制措置

相続人が持分あり医療法人の持分を相続または遺贈により取得した場合、その法人が相続税の申告期限までに移行計画の認定を受けた医療法人であるときは、その持分に対応する相続税額については、移行計画の期間満了までその納税が猶予され、持分の全てを放棄した場合は、猶予税額が免除されます。

また、移行計画の認定を受けた医療法人の出資者が持分を放棄したことにより、他の出資者の持分が増加することで、贈与を受けたものとして他の出資者に贈与税が課される場合、その放棄により受けた経済的利益に対応する贈与税額については、移行計画の期間満了までその納税が猶予され、当該他の出資者が持分の全てを放棄した場合は、猶予税額が免除されます。

※持分なし医療法人に移行した際、相続税法第66条第4項の規定に該当するときは、医療法人に対して贈与税が課される場合があることについては、従来どおりです。

P. 39の第5章第2節及びP. 40「持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行に関する税制について（贈与税非課税基準について）」を参照してください。

②融資制度

出資持分の払戻が生じ、資金調達が必要となった場合、独立行政法人福祉医療機構による新たな経営安定化資金の貸付けを受けることができます。

第2章 移行計画の認定制度

第1章に記載した移行計画の認定制度について、具体的な手続きの流れなどを整理します。

第1節 持分なし医療法人への移行の検討

1 持分なし医療法人への移行について

第1章 第1節の「1 概要」にも記載したとおり、「持分なし医療法人」への移行促進策は、医療法人の任意の選択によるものであり、移行を強制するものではありません。

また、持分なし医療法人への移行にあたって、必ずしも移行計画の認定制度を利用しなければならないものではありません。医療法人内で持分なし医療法人への移行について検討した結果、相続税・贈与税や持分払戻の問題がないのであれば、移行計画の認定は受けずに、従来どおり定款変更によって持分なし医療法人へ移行することもできます。

2 事前準備

持分なし医療法人への移行を検討される場合、十分に時間をかけて事前準備を行うことが、スムーズな移行への鍵となります。

STEP1 医療法人内での検討体制の整備

- ①移行検討委員会等の立ち上げ
- ②担当理事の選任 等

STEP2 持分なし医療法人への移行についての検討

- ①移行を予定する持分なし医療法人の法人類型(社会医療法人、特定医療法人、基金拠出型医療法人、その他の持分なし医療法人)の検討
- ②公認会計士、税理士、コンサルティング会社等を交えた各種シミュレーションの実施
 - ・法人資産の評価
 - ・移行する場合、しない場合の税制面等のメリット・デメリットの検討
 - ・移行スケジュールの策定 等

※社会医療法人に移行する場合は実績要件等の基準を満たす必要があること、特定医療法人に移行する場合には国税庁の審査をクリアする必要があることなど、基金拠出型医療法人やその他の持分なし医療法人に移行する以上に、移行のハードルは高くなりますので、準備期間も含めて無理のない移行スケジュールを策定するようにしてください。

また、移行計画の認定は1回限りです。認定後に取消となることがないように、十分検討した上で申請してください。

STEP3 医療法人関係者への事前説明

- ①出資者への持分なし医療法人への移行に関する事前説明と持分放棄の意向確認

第2節 移行計画の認定

1 移行計画の認定について

持分なし医療法人への移行を希望される医療法人で、税制措置や融資制度を利用される場合は、以下の手続きが必要になります。

- ①移行計画の申請
- ②移行計画の認定を受けた旨を記載した定款への変更

2 手続きのステップ

STEP1 移行計画の申請

- ①移行計画の申請について、社員総会で議決を得る。
※STEP2の定款変更についても同時に議決を得る。
- ②厚生労働大臣あてに移行計画の申請を行う。
※都道府県は経由せず、直接厚生労働省に提出してください。
- ③申請にあたっての必要書類は以下のとおりです。
 - ・移行計画認定申請書（附則様式第1）
 - ・移行計画（附則様式第2）
 - ・出資者名簿（附則様式第3）
 - ・定款（案）（移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載したもの）及び新旧対照表
 - ・社員総会の議事録
 - ・直近に終了した3会計年度（医療法上の会計年度をいう。）の貸借対照表及び損益計算書※移行計画については、税制措置を受ける場合に、P. 33の「第3章 第3節 STEP1」の「③認定移行計画の写し」として提出する必要がありますので、理事長印を押印した移行計画の写しを保存しておいてください。
- ④その他
移行計画の認定にあたって、事務を円滑に進めるため、事務担当者の連絡先等について、別紙1を併せて提出してください。

STEP2 定款変更

- ①移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款への変更について、社員総会で議決を得る。
※STEP1の移行計画の申請の議決と同時に社員総会の議決を得る。
- ②厚生労働省から移行計画の認定通知書を受領したら、速やかに都道府県知事あてに定款変更の申請を行う。
- ③定款変更の申請にあたっての必要書類は以下のとおりです。
 - ・定款（案）（移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記

載したもの)及び新旧対照表

- ・社員総会の議事録
- ・移行計画の認定通知書の写し

④定款変更の認可を受けた場合は、厚生労働大臣あてに報告する必要があります。

詳しくは、次ページの「第6節 実施状況報告」で説明します。

※定款の作成にあたっては、P. 20の「認定医療法人の定款例」を参考としてください。

第3節 移行計画の変更認定

1 移行計画の変更認定について

以下の理由により、移行計画の内容に変更が生じた場合には、移行計画の変更認定が必要となります。

- ①移行期間中に認定医療法人が他の持分あり医療法人と合併し、持分あり医療法人として存続法人となった場合。
- ②移行計画の認定時には、融資制度の利用見込みを「無」としていたものの、融資制度の利用見込みが生じた場合。

2 手続きのステップ

STEP1 移行計画の変更について、社員総会で議決を得る。

STEP2 厚生労働大臣あてに移行計画の変更認定申請を行う。

※合併により移行計画を変更する場合は、合併後に申請する。

STEP3 変更認定申請にあたっての必要書類は以下のとおりです。

- ・移行計画変更認定申請書(附則様式第4)
- ・変更後の移行計画(附則様式第2)
- ・移行計画の認定通知書の写し
- ・変更前の移行計画(附則様式第2)の写し
- ・社員総会の議事録
- ・合併に伴い移行計画を変更する場合は、上記の書類に加えて、出資者名簿(附則様式第3)、定款(合併後のもの)、定款変更認可書の写し、医療法人合併認可書の写し及び他の医療法人と合併したことを証明できる書類(社員総会の議事録、合併協議会の議事録等)

第4節 移行計画の認定取消

1 移行計画の認定取消について

以下の場合には、移行計画の認定が取り消されます。

- ①持分なし医療法人への移行に向けた取組を行っていないとき。
- ②移行計画の認定を受けた日から3ヶ月以内に、移行計画の認定を受けた旨の定款変更の認可を受けなかったとき

- ③認定医療法人が合併以外の理由により解散したとき。
- ④認定医療法人が他の医療法人と合併し、消滅したとき。
- ⑤移行計画が、偽りその他の不正行為により作成されたことが判明したとき。
- ⑥認定医療法人が、移行計画の変更について、厚生労働大臣の認定を受けなかったとき。
- ⑦移行計画の実施状況について、厚生労働大臣に報告しなかったとき、又は虚偽の報告をしたとき。
- ⑧移行計画の認定から移行期限（3年を上限）までに持分なし医療法人に移行できなかったとき。

2 解散、合併に関する事実確認について

1の③、④に該当するときは、解散前又は合併前に以下の書類の提出をお願いします。

- ・解散による場合は、医療法人の解散を証明できる書類（社員総会の議事録等）
- ・合併により消滅する場合は、他の医療法人と合併することを証明できる書類（社員総会の議事録、合併協議会の議事録等）

第5節 実施状況報告

1 実施状況報告について

認定医療法人となった場合、厚生労働大臣に対して以下の実施状況報告が必要となります。

- ①移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款変更について、都道府県知事の認可を受けた場合。

（施行規則附則第60条第2項関係）

- ②認定を受けてから2年間、認定を受けた日から1年を経過するごとの、持分なし医療法人への移行の進捗状況。

（施行規則附則第60条第1項関係）

- ③放棄、払戻、譲渡、相続、贈与などにより、出資持分の処分が生じた場合。

（施行規則附則第60条第3項関係）

※租税特別措置法の規定により、納税猶予の特例適用者が死亡した場合には、相続人が権利を承継することから、その場合も実施状況報告をしてください。

- ④持分なし医療法人への移行の定款変更について、都道府県知事の認可を受けた場合。

（施行規則附則第60条第2項関係）

※④の場合については、次の第6節で説明します。

2 報告のステップ

STEP1 ①～④の状況が生じてから3ヶ月以内に、厚生労働大臣あてに実施状況報告を行う。

STEP2 実施状況報告にあたっての必要書類は以下のとおりです。

・実施状況報告書（附則様式第5）

※①、④の場合は、以下の書類も必要です。

・定款および新旧対照表

・定款変更の認可書の写し

※定款の作成にあたっては、P. 26の「持分なし医療法人の定款例」を参考としてください。

※③の場合は、以下の書類も必要です。

・出資者名簿（附則様式第3）

・出資持分の状況報告書（附則様式第6）

・出資持分の放棄申出書（附則様式第7）の写し・・・持分の放棄があった場合のみ提出してください。

第6節 持分なし医療法人への移行完了

1 移行完了へ向けた手続き

持分なし医療法人への移行を完了させるために、以下の手続きが必要になります。

①都道府県知事あてに持分なし医療法人への定款変更の申請

②厚生労働大臣あてに移行完了報告

2 手続きのステップ

STEP1 移行完了のための定款変更の申請

①持分なし医療法人への移行のための定款変更について、社員総会で議決を得る。

②都道府県知事あてに定款変更の申請を行う。

③報告にあたっての必要書類は以下のとおりです。

・定款及び新旧対照表

・社員総会の議事録

STEP2 持分なし医療法人への移行完了報告

①厚生労働大臣あてに実施状況報告書（附則様式第5）を提出する。

②報告にあたっての必要書類は以下のとおりです。

・出資持分の状況報告書（附則様式第6）

・都道府県知事の定款変更認可書の写し

・定款及び新旧対照表

・社員総会の議事録

第7節 提出書類への記載方法

第2～6節に係る各種書類の記載方法については、以下の【記載例】を参考としてください。

附則様式第1（附則第56条第1項関係）

移行計画認定申請書

平成27年10月 1日

厚生労働大臣 殿

医療法人の公印を押印してください。

法人所在地：東京都千代田区□□1-1-1

法人名：医療法人 ○○会

代表者の氏名：理事長 □□ □□

印

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第10条の3第1項の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 法人の設立年月日 昭和60年 4月 1日

2 法人が開設する病院・診療所・介護老人保健施設名等

医療機関等の名称	所在地
○○病院	東京都千代田区□□1-1-1
□□診療所	東京都千代田区□□1-1-2
介護老人保健施設 △△苑	東京都千代田区□□1-1-3

3 現在の法人類型

() イ 出資額限度法人

(○) ロ 出資額限度法人以外の医療法人

移行計画

平成27年10月 1日

法人所在地：東京都千代田区□□1-1-1

法人名：医療法人 ○○会

代表者の氏名：理事長 □□ □□

印

記

- 1 移行しようとする法人類型
 - () イ 社会医療法人
 - () ロ 特定医療法人
 - (○) ハ 基金拠出型医療法人
 - () ニ イからハマまでに掲げる医療法人以外の医療法人

医療法人の公印を押印
してください。

- 2 移行に向けた取組の内容

- ・平成26年10月～
移行検討委員会の立ち上げ
法人資産と各出資者の持分の算定
移行のメリット・デメリットについての検討 等
相続税、贈与税等の試算
出資者への移行の説明と持分放棄の意向確認
- ・平成27年 8月
社員総会の開催：移行計画の申請、移行計画の認定を受けた認定医療法人である
旨を記載した定款への変更について議決
- ・平成27年10月
移行計画の申請
定款変更の申請
- ・平成28年 1月～
出資者への持分放棄の調整
出資持分払戻の資金調達の検討
- ・平成28年 7月
経営安定化資金の申請
- ・平成30年 6月
社員総会の開催：持分なし医療法人への移行について議決
- ・平成30年 9月
持分なし医療法人への移行完了

できるだけ具体的に記
載してください。

3 移行に向けた検討の体制

<p>・移行検討委員会 社員（理事を含む）5名および顧問税理士、顧問弁護士の7名で構成 原則月1回開催 移行のメリット・デメリットについての検討 出資者への移行の説明と持分放棄の意向確認（対応者：担当理事、顧問税理士、顧問弁護士） 検討内容の社員総会への報告</p> <p>・担当理事：〇〇 〇〇</p>
--

4 出資持分の放棄又は払戻の見込み

出資者数	:	10人
持分放棄の見込み	:	9人（全部放棄：9人、一部放棄：人）
持分払戻の見込み	:	1人（全部払戻：1人、一部払戻：人）
持分払戻見込み額	:	1億5,000万円

基金拠出型医療法人へ移行する場合		
基金拠出予定者数	:	9人
基金拠出予定総額	:	1,800万円

※1) 持分の一部を放棄し、一部を払戻する出資者については「持分放棄の見込み」及び「持分払戻の見込み」の「一部払戻」の欄に、それぞれ記載すること。

5 移行の期限

平成30年 9月30日まで

申請時点での、見込み人数、見込み金額等を記載してください。

6 融資制度利用の見込み

利用の見込み (○)有 ・ ()無
融資申請予定額: 1億5,000万円

7 合併の見込み

合併の見込み (○)有 ・ ()無
合併の方式 (○)吸収合併 ・ ()新設合併
吸収合併の場合の法人の状況 (○)存続 ・ ()消滅
合併の相手方 法人所在地 東京都千代田区△△3-4-5-6
法人名 医療法人社団 ▼▼会
代表者の氏名 ◇◇ ◇◇
合併の時期 平成30年 4月頃

出資者名簿の書き換えを行った場合、日付も必ず更新してください。
 放棄を行った場合は、放棄申出書に記載された日とするなど、適切な日付としてください。

附則様式第3 (附則第57条第2項関係)

出 資 者 名 簿

法 人 名 : 医療法人 ○○会
 代表者の氏名 : 理事長 □□ □□

平成27年10月 1日現在

No.	出資者の氏名又は名称	住 所	出資年月日	出資金額	持分放棄の見込み
1	△△ △△	東京都千代田区□□1-2-3	昭和60年2月1日	3,000,000円	有・無
2	△△ ○○	東京都千代田区□□1-2-3	昭和60年2月1日	1,000,000円	有・無
3	△△ □□	東京都千代田区□□4-5-6	昭和60年2月1日	1,000,000円	有・無
4	△△ ◇◇	東京都千代田区□□4-5-7	昭和60年2月1日	1,000,000円	有・無
5	○○ ○○	東京都千代田区□□5-6-7	昭和60年2月1日	1,000,000円	有・無
6	○○ △△	東京都千代田区□□5-6-7	昭和60年2月1日	2,000,000円	有・無
7	○○ □□	東京都千代田区□□5-6-8	昭和60年2月1日	2,000,000円	有・無
8	□□ □□	東京都千代田区□□6-7-8	昭和60年2月1日	2,000,000円	有・無
9	□□ ○○	東京都千代田区□□6-7-8	昭和60年2月1日	2,000,000円	有・無
10	▼▼ ▼▼	東京都千代田区□□9-8-7	昭和60年2月1日	3,000,000円	有・無
11				円	有・無
12				円	有・無
13				円	有・無
14				円	有・無
15				円	有・無
16				円	有・無
17				円	有・無
18				円	有・無
19				円	有・無
20				円	有・無
合 計				18,000,000円	

放棄等が生じた場合は、必ず出資者名簿の書き換えを行ってください。

注 出資持分の放棄、私戻、譲渡、相続、贈与があった場合は、出資者名簿の書き換えを行うこと。

別紙1

持分なし医療法人への移行促進策に係る事務担当者連絡先

- 1 医療法人名：医療法人 ○○会
- 2 担当者職名：△△病院 事務長
- 3 担当者氏名：◇◇ ◇◇
- 4 電話番号：03-****-**** (内線****)
03-****-**** (直通)
- 5 FAX 番号：03-****-****
- 6 メールアドレス：*****-*****@***.**.**
- 7 その他特記事項：

附則様式第4（附則第58条第1項関係）

移行計画変更認定申請書

平成28年10月 1日

厚生労働大臣 殿

医療法人の公印を押印
してください。

法人所在地：東京都千代田区□□1-1-1
法人名：医療法人 ○○会
代表者の氏名：理事長 □□ □□

印

平成27年11月1日付け番○○○○号の良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第10条の3第1項の認定について、下記のとおり変更したいので、同法附則第10条の4第1項の認定を申請します。

記

《記載例1》

移行計画申請時は、融資制度の利用見込みは無としていたが、出資者の1名に持分
払戻の意向があり、その資金調達方法として融資制度の利用を申請したため。

融資申請予定額：1億5,000万円

《記載例2》

移行計画申請時は、医療法人間の合併の見込みは無としていたが、医療法人○○○
会と吸収合併を行い、当法人が存続法人となる予定のため。

合併の相手方等については、別添移行計画のとおり。

附則様式第5（附則第60条第1項から第3項まで関係）

実施状況報告書

平成28年12月 1日

厚生労働大臣 殿

医療法人の公印を押印
してください。

法人所在地：東京都千代田区□□1-1-1

法人名：医療法人 ○○会

代表者の氏名：理事長 □□ □□

印

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第10条の8の規定により、下記のとおり移行計画の実施状況を報告します。

記

- 1 実施状況報告の種別
- (○) 医療法施行規則附則第60条第1項に基づく報告
 - () 同条第2項に基づく報告
(移行計画の認定を受けた旨の定款変更)
 - () 同条第2項に基づく報告
(新医療法人へ移行する旨の定款変更)
 - () 同条第3項に基づく報告

2 報告が必要となった理由が生じた日 平成28年11月 1日

3 新医療法人への移行の進捗状況等

- ・平成28年 1月～
出資者への持分放棄の調整中
出資持分払戻の資金調達の検討中
- ・平成28年 7月
経営安定化資金の申請

第60条第1項

認定を受けた日から2年間、1年を経過するごとの報告

第60条第3項

出資持分の放棄・払戻・譲渡・相続・贈与があった場合の報告

持分なし医療法人へ移行した際の記入例

附則様式第6 (附則第60条第3項第2号関係)

法人名：医療法人〇〇会

出資持分の状況報告書

No	出資者名	出資額 A	出資持分評価額 B	出資割合 (%)C	持分放棄額 D	持分払戻額 E	持分譲渡額 F	基金拠出額 G	合計 D+E+F+G=H
1	△△ △△	3,000,000 円	150,000,000 円	16.67%	147,000,000 円	円	円	3,000,000 円	150,000,000 円
2	△△ ○○	1,000,000 円	50,000,000 円	5.56%	49,000,000 円	円	円	1,000,000 円	50,000,000 円
3	△△ □□	1,000,000 円	50,000,000 円	5.56%	49,000,000 円	円	円	1,000,000 円	50,000,000 円
4	△△ ◇◇	1,000,000 円	50,000,000 円	5.56%	49,000,000 円	円	円	1,000,000 円	50,000,000 円
5	○○ ○○	1,000,000 円	50,000,000 円	5.56%	49,000,000 円	円	円	1,000,000 円	50,000,000 円
6	○○ △△	2,000,000 円	100,000,000 円	11.11%	98,000,000 円	円	円	2,000,000 円	100,000,000 円
7	○○ □□	2,000,000 円	100,000,000 円	11.11%	98,000,000 円	円	円	2,000,000 円	100,000,000 円
8	□□ □□	2,000,000 円	100,000,000 円	11.11%	98,000,000 円	円	円	2,000,000 円	100,000,000 円
9	□□ ○○	2,000,000 円	100,000,000 円	11.11%	98,000,000 円	円	円	2,000,000 円	100,000,000 円
10	▼▼ ▼▼	3,000,000 円	150,000,000 円	16.67%	円	150,000,000 円	円	円	150,000,000 円
計		18,000,000 円	900,000,000 円	100.00%	735,000,000 円	150,000,000 円	円	15,000,000 円	900,000,000 円

～ (省 略) ～

基金に拠出した額については、「持分払戻額 C」欄ではなく「基金拠出額 G」欄に記入してください。

「出資持分評価額 B」欄の合計と、「合計 D+E+F+G+H」欄の合計は金額が合致するようにしてください。

注意書きに記載のとおり、できるだけ詳細に記載してください。

出資持分の放棄・払戻・相続・贈与・基金拠出の内容等

出資者 9 名については、持分放棄に同意し、出資額部分を基金に振り替えた。

出資者 ▼▼ ▼▼については、持分放棄に同意せず、平成 28 年 12 月 20 日に退社し持分払戻を行った。

注 「出資持分の放棄・払戻・譲渡・相続・贈与・基金拠出の内容等」欄には、目付、内容、理由等について具体的に記載すること。

相続が生じた場合の記入例

附則様式第6 (附則第60条第3項第2号関係)

法人名: 医療法人〇〇会

出資持分の状況報告書

No	出資者名	出資額 A	出資持分評価額 B	出資割合 (%)C	持分放棄額 D	持分払戻額 E	持分譲渡額 F	基金拠出額 G	合計 D+E+F+G=H
1	△△ ○○	2,000,000 円	100,000,000 円	11.11%	円	円	円	円	円
2	△△ □□	2,000,000 円	100,000,000 円	11.11%	円	円	円	円	円
3	△△ ◇◇	2,000,000 円	100,000,000 円	11.11%	円	円	円	円	円
4	○○ ○○	1,000,000 円	50,000,000 円	5.56%	円	円	円	円	円
5	○○ △△	2,000,000 円	100,000,000 円	11.11%	円	円	円	円	円
6	○○ □□	2,000,000 円	100,000,000 円	11.11%	円	円	円	円	円
7	□□ □□	2,000,000 円	100,000,000 円	11.11%	円	円	円	円	円
8	□□ ○○	2,000,000 円	100,000,000 円	11.11%	円	円	円	円	円
9	▼▼ ▼▼	3,000,000 円	150,000,000 円	16.67%	円	円	円	円	円
10		円	円	%	円	円	円	円	円
計		18,000,000 円	900,000,000 円	100.00%	円	円	円	円	円

出資持分の放棄・払戻・譲渡・相続・贈与・基金拠出の内容等

出資者: △△ △△が平成**年**月**日に死去したことに伴い、子である△△ ○○、△△ □□、△△ ◇◇の3名が△△ △△の出資持分(出資額: 3,000,000 円)を1/3ずつ相続した。
 これにより、相続人の出資額は以下のとおり変更となった。なお、出資持分評価額については上記B欄のとおりとなる。
 △△ ○○ 自己保有分 1,000,000 円 + 相続分 1,000,000 円 = 2,000,000 円
 △△ □□ 自己保有分 1,000,000 円 + 相続分 1,000,000 円 = 2,000,000 円
 △△ ◇◇ 自己保有分 1,000,000 円 + 相続分 1,000,000 円 = 2,000,000 円

注意書きに記載のとおり、できるだけ詳細に記載してください。

注 「出資持分の放棄・払戻・譲渡・相続・贈与・基金拠出の内容等」欄には、日付、内容、理由等について具体的に記載すること

認定医療法人の定款例

《参照》厚生労働省 HP：従前の「持分の定めのある社団医療法人定款例」を引用
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyou/igyoukeiei/shusshigaku03.pdf>

社団医療法人の定款例	備 考
<p style="text-align: center;">医療法人〇〇会定款</p> <p>第1章 名称及び事務所</p> <p>第1条 本社は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第2条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を經營し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本会社が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>第5条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を經營するほか、次の業務を行う。</p> <p style="text-align: center;">〇〇看護師養成所の經營</p> <p>第3章 社員</p> <p>第6条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。</p> <p>2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。</p> <p>第7条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。</p> <p>(1) 除 名</p> <p>(2) 死 亡</p> <p>(3) 退 社</p> <p>2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。</p>	

第8条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。

第9条 社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。

第4章 資産及び会計

第10条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

(1) . . .

(2) . . .

(3) . . .

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

第11条 本社の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。

第12条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第13条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。

第14条 本社の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第15条 本社の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。

第16条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第5章 役員

第17条 本会社に、次の役員を置く。

(1) 理事 〇名以上〇名以内

うち理事長1名

(2) 監事 ○名

第 18 条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選によって定める。

3 本団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。

4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

5 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

第 19 条 理事長のみが本団を代表する。

2 理事長は本団の業務を総理する。

3 理事は、本団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。

4 監事は、次の職務を行う。

(1) 本団の業務を監査すること。

(2) 本団の財産の状況を監査すること。

(3) 本団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に社員総会又は理事に提出すること。

(4) 第 1 号又は第 2 号による監査の結果、本団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）又は社員総会に報告すること。

(5) 第 4 号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。

(6) 本団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

5 監事は、本団の理事又は職員（本団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第 20 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第 6 章 会議

第 21 条 会議は、社員総会及び理事会の 2 つとし、

社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。
第 22 条 定時総会は、毎年 2 回、○月及び○月に開催する。

第 23 条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。

2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。

3 理事長は、総社員の 5 分の 1 以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。

4 理事会を構成する理事の 3 分の 1 以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

第 24 条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- (4) 収支予算及び決算の決定
- (5) 剰余金又は損失金の処理
- (6) 借入金額の最高限度の決定
- (7) 社員の入社及び除名
- (8) 本団体の解散
- (9) 他の医療法人との合併契約の締結
- (10) その他重要な事項

第 25 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 社員総会の議事は、出席した社員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

第 26 条 社員総会の招集は、期日の少なくとも 5 日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

2 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

第 27 条 社員は、社員総会において 1 個の議決権

及び選挙権を有する。

第 28 条 社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。

2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

第 29 条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第 30 条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

2 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

第 7 章 定款の変更

第 31 条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事(〇〇厚生局長)の認可を得なければ変更することができない。

第 8 章 解散及び合併

第 32 条 本社は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 他の医療法人との合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し

2 本社は、総社員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、前項第 2 号の社員総会の決議をすることができない。

3 第 1 項第 1 号又は第 2 号の事由により解散する場合は、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を受けなければならない。

第 33 条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、〇〇県知事(厚生労働大臣)にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第 34 条 本団が解散した場合の残余財産は、払込済出資額に応じて分配するものとする。

第 35 条 本団は、総社員の同意があるときは、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の社団医療法人と合併することができる。

第 9 章 持分の定めのない医療法人への移行

第 36 条 本団は、移行計画の認定を受けた認定医療法人である。

2 租税特別措置法に基づく相続税・贈与税の納税猶予を受けていた社員（本団の出資持分を当該納税猶予等に係る担保として提供している者に限る。）について、納税猶予分の税額の猶予期限が確定し、納付義務が生じたにも関わらず、これを履行しなかった場合、第 9 条の規定に関わらず、本団は担保権者の払戻し請求に応じるものとする。

第 10 章 雑則

第 37 条 本団の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。

第 38 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

附 則

本団設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	○	○	○	○
理 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○

附 則

この定款の変更は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

・移行計画の認定を受けた医療法人である旨を定款に規定する。

・相続税・贈与税の納税猶予を受けていた出資者等が、納付義務を果たさない場合は、医療法人は担保権者の払戻し請求に応じることを規定する。

・施行日は、定款変更についての都道府県知事の認可があった日とする。

第3章 社員

第6条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。

2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第7条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

- (1) 除名
- (2) 死亡
- (3) 退社

2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

第8条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。

・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。

第4章 資産及び会計

第9条 本社の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 諸種の資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

2 本社の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

第10条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1) . . .
- (2) . . .
- (3) . . .

・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

・社員総会のみ議決でよいこととしても差し支えないが、理事会の議決を経ることとすることが望ましい。(以下、第13条及び第16条において同じ。)

第11条 本社の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。

第12条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第13条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。

第 14 条 本社の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

第 15 条 本社の決算については、毎会計年度終了後 2 月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本社は、毎会計年度終了後 3 月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。

第 16 条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第 5 章 役員

第 17 条 本会社に、次の役員を置く。

- (1) 理事 〇名以上〇名以内
うち理事長 1 名
- (2) 監事 〇名

第 18 条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選によって定める。
- 3 本会社が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。

・任意に 1 年間で定めても差し支えない。（法第 53 条参照）

・ 2 以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届け出るものとする。

・原則として、理事は 3 名以上置かなければならない。都道府県知事の認可を受けた場合には、1 名又は 2 名でも差し支えない。（法第 46 条の 2 参照）なお、理事を 1 名又は 2 名置くこととした場合でも、社員は 3 名以上置くことが望ましい。

・役員と同族要件については、P. 39 の「第 5 章 第 2 節 ③」を参照してください。

・病院、診療所又は介護老人保健施設を 2 以上開設する場合において、都道府県知事（2 以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長）の認可（以下、第 31 条

- 4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第19条 理事長のみが本団を代表する。

- 2 理事長は本団の業務を総理する。
- 3 理事は、本団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。
- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 本団の業務を監査すること。
 - (2) 本団の財産の状況を監査すること。
 - (3) 本団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。
 - (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事(〇〇厚生局長)又は社員総会に報告すること。
 - (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
 - (6) 本団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。
- 5 監事は、本団の理事又は職員(本団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。

第20条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第6章 会議

第21条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。

において同じ。)を受けた場合は、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えないことができる。(法第47条参照)
・理事の職への再任を妨げるものではない。

第 22 条 定時総会は、毎年 2 回、〇月及び〇月に開催する。

第 23 条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。

2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。

3 理事長は、総社員の 5 分の 1 以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。

4 理事会を構成する理事の 3 分の 1 以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

第 24 条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- (4) 収支予算及び決算の決定
- (5) 剰余金又は損失金の処理
- (6) 借入金額の最高限度の決定
- (7) 社員の入社及び除名
- (8) 本団体の解散
- (9) 他の医療法人との合併契約の締結
- (10) その他重要な事項

第 25 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 社員総会の議事は、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

第 26 条 社員総会の招集は、期日の少なくとも 5 日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

2 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではな

・定時総会は、場合によっては年 1 回の開催としても差し支えないが、収支予算の決定と決算の決定のため年 2 回開催することが望ましい。

・総社員の 5 分の 1 の割合については、これを下回る割合を定めることができる。

・法第 48 条の 3 第 10 項参照。

い。

第 27 条 社員は、社員総会において 1 個の議決権及び選挙権を有する。

第 28 条 社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。

2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

第 29 条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第 30 条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

2 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

第 7 章 定款の変更

第 31 条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を得なければ変更することができない。

第 8 章 解散及び合併

第 32 条 本社は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 他の医療法人との合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し

2 本社は、総社員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、前項第 2 号の社員総会の決議をすることができない。

3 第 1 項第 1 号又は第 2 号の事由により解散する場合は、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けなければならない。

第 33 条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、〇〇県知事（厚生労働大臣）にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をする

ことができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第34条 本団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 医療法第31条に定める公的医療機関の開設者
- (4) 都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）
- (5) 財団医療法人又は社団医療法人であって持分の定めのないもの

第35条 本団は、総社員の同意があるときは、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の社団医療法人又は財団医療法人と合併することができる。

第9章 雑則

第36条 本団の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。

第37条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

附 則

本団設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	○	○	○	○
理 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○

附 則

この定款の変更は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

・持分なし医療法人の定款であるため、残余財産の帰属先から出資者を除くこと。

・法第57条参照。変更しなくても差し支えない。

・認定医療法人の定款例の「第9章 持分の定めのない医療法人への移行」を削除する。

・施行日は、移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款への変更について、都道府県知事の認可のあった日とする。

・施行日は、持分なし医療法人の定款への変更について、都道府県知事の認可があった日とする。

第3章 相続税・贈与税の納税猶予等の税制措置について

認定医療法人において相続や贈与が発生した場合の、相続税・贈与税の納税猶予及び税額控除（以下、「納税猶予等」という。）の税制措置について、その内容や具体的な手続きについては、財務省のホームページの、トップページ>税制>毎年度の税制改正>税制改正の概要>平成26年度>平成26年度税制改正の解説の「租税特別措置法等（相続税・贈与税関係）の改正」において、詳細な改正内容が記載されていますので、参考としてください。

《参照先：財務省ホームページ》

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2014/explanation/pdf/p0615_0647.pdf

なお、主な手続きの流れは以下のとおりです。

第1節 相続税の納税猶予等

認定医療法人において、出資者の死亡により相続が発生した場合、出資者の相続人は相続税の納税猶予等を受けることができます。

なお、医療法人が、相続税の期限内申告書の提出期限までに移行計画の認定を受け、移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款変更の認可を受けた上で、相続人が納税猶予等の手続きを行った場合も対象となります。

第2節 贈与税の納税猶予等

認定医療法人の出資者が持分を放棄したことにより、他の出資者の持分が増加することで、贈与を受けたものとして他の出資者に贈与税が課される場合、贈与税の納税猶予等を受けることができます。

なお、出資者が持分を放棄する時に、認定医療法人である必要がある点が、相続税の納税猶予等と異なるので注意してください。

第3節 納税猶予等の手続き

相続税・贈与税の納税猶予等を受けようとする相続人や出資者の方は、医療法人および税務署において、以下の手続きが必要となります。

STEP1 医療法人から、以下の書類を交付してもらってください。

- ①移行計画の認定通知の写し 又は ②定款（移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載したもの）及び都道府県の認可通知
 - ③認定移行計画の写し
 - ④出資者名簿の写し（放棄の直前及び放棄の後のもの）
 - ⑤出資者の持分の放棄又は相続があった直前及びその後の出資持分の評価額を計算するための書類
- ※①、②については、いずれかの書類を交付してもらってください。

STEP2 税務署への納税猶予等申告手続きに必要な書類等

①相続税・贈与税の申告書

※納税猶予等の適用を受けるためには、申告書を期限内に提出するとともに、猶予税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

この手続きが期限内に行われないと、納税猶予等の適用を受けることはできませんのでご注意ください。

②STEP1で医療法人から交付された書類

③担保提供に必要な書類等

※出資持分を担保として提供する場合は、質権設定承諾書等の提出が必要になります。質権設定承諾書の詳細については、「租税特別措置法等（相続税・贈与税関係）の改正」のP.620～621を参照していただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

第4節 猶予税額免除の手続き

持分なし医療法人への移行期限までに持分を放棄した場合、猶予税額の免除の手続きを行うことができます。

STEP1 医療法人での書類交付の手続き

①放棄申出書（医療法人に提出したもの）の写し

②出資者名簿の写し（放棄の直前及び放棄の後のもの）

③基金拠出型医療法人へ移行した場合、猶予税額のうち基金に拠出した額に対応する猶予税額と利子税を合わせて納付しなければならず、放棄した額に対応する猶予税額が免除されます。この場合、上記の書類に加え、基金拠出型医療法人の定款の写し、基金拠出の直前において有していた持分の時価評価の評価書を医療法人から交付してもらってください。

STEP2 税務署への猶予税額免除の申請手続きに必要な書類等

①免除の届出書

②STEP1で医療法人から交付された書類

③猶予税額免除の手続きの際に、納税猶予時に担保提供した持分や資産について、担保権解除の手続きも併せて行いますが、その際に必要な書類や手続き等については、「租税特別措置法等（相続税・贈与税関係）の改正」のP.620を参照していただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

第5節 税額計算の具体例

相続人が、出資持分：2億円（出資額：1,000万円、利益剰余分：1億9,000万円）、その他財産：1億円、合計3億円を相続（法定相続人は1人とする）した場合で、出資持分：2億円の相続について納税猶予の手続きを行い、出資持分を全て放棄して移行期間内に持分なし医療法人

に移行したケースについての税額計算は以下のとおりとなります。

○平成26年12月31日までの相続に係るもの

① 全ての相続財産から税額を算出

- 1) 課税遺産 3億円 - (5,000万円 + 1,000万円 × 1人)
基礎控除 = 2億4,000万円
- 2) 税額計算 2億4,000万円 × 40% - 1,700万円 = 7,900万円
税率 控除額

② 出資持分のみを相続したとして税額を算出

- 1) 課税遺産 2億円 - (5,000万円 + 1,000万円 × 1人)
基礎控除 = 1億4,000万円
- 2) 税額計算 1億4,000万円 × 40% - 1,700万円 = 3,900万円
税率 控除額 (猶予税額)

③ 納税額 7,900万円 - 3,900万円 = 4,000万円

○平成27年1月1日からの相続に係るもの

① 全ての相続財産から税額を算出

- 1) 課税遺産 3億円 - (3,000万円 + 600万円 × 1人)
基礎控除 = 2億6,400万円
- 2) 税額計算 2億6,400万円 × 45% - 2,700万円 = 9,180万円
税率 控除額

② 出資持分のみを相続したとして税額を算出

- 1) 課税遺産 2億円 - (3,000万円 + 600万円 × 1人)
基礎控除 = 1億6,400万円
- 2) 税額計算 1億6,400万円 × 40% - 1,700万円 = 4,860万円
税率 控除額 (猶予税額)

③ 納税額 9,180万円 - 4,860万円 = 4,320万円

第6節 基金拠出型医療法人へ移行した場合の猶予税額の取り扱い

持分なし医療法人の一類型である「基金拠出型医療法人」に移行した場合の猶予税額の取り扱いは以下のとおりとなります。

- ①第4節のSTEP1の③にも記載したとおり、基金拠出型医療法人へ移行した場合、猶予税額のうち基金に拠出した額に対応する猶予税額と利子税を合わせて納付しなければならず、放棄した額に対応する猶予税額が免除されることとなります。

- ②基金拠出型医療法人へ移行した場合の税額計算の詳細については、「租税特別措置法等（相続税・贈与税関係）の改正」のP. 622～623を参照してください。
- ③なお、税額計算にあたって、出資持分評価額は時価評価に基づき算出されますので、移行完了報告の際に提出いただく出資持分の状況報告書（附則様式第6）の「出資持分評価額 B」欄には、これにより算出した額を記載してください。

第7節 持分を放棄しなかった場合の猶予税額の取り扱い

持分を放棄する見込みで、納税猶予の申告を行ったにもかかわらず、以下の項目に該当した場合は、猶予税額は免除されず、猶予税額と利子税を合わせて納付しなければなりません。

- ①持分の全部または一部の払戻を受けた場合。
- ②持分の譲渡をした場合。
- ③出資者や相続人が持分を放棄せず、認定医療法人が移行期限までに持分なし医療法人に移行しなかった場合。
- ④認定医療法人が解散した場合。
- ⑤認定医療法人が合併により消滅した場合。
- ⑥上記③、④または⑤以外の理由で認定医療法人の移行計画が取り消された場合。

※納税猶予分の税額の納付および認定医療法人に合併があった場合の納税猶予の継続の適否については、租税特別措置法等（相続税・贈与税関係）の改正のP. 622を参考にしてください。

- ⑦上記①～⑥に該当した場合は、P. 7の「第2章第5節 実施状況報告」に該当しますので、速やかに厚生労働大臣あてに報告してください。

なお、報告の際には、納税猶予を受けている税務署名についても併せて報告してください。

第8節 放棄申出書等

- ①認定医療法人において、持分放棄の手続きを行う場合は、必ず別添の「放棄申出書」（附則様式第7）を使用してください。
- ②持分なし医療法人への移行に賛同して持分を放棄する出資者、相続人だけでなく、移行期間中に他の出資者より先に放棄する出資者の方も、「放棄申出書」を必ず使用してください。
- ③後のトラブルを避けるため、払戻や譲渡についても、当事者間で払戻請求書や譲渡契約書等の書面を交わすようにしてください。

附則様式第7

出資持分の放棄申出書

平成28年 7月 1日

法人所在地：東京都千代田区□□1-1-1
法人名：医療法人 ○○会
代表者の氏名：理事長 □□ □□ 殿

印鑑登録された印鑑を
押印してください。

住所：東京都千代田区□□1-2-3
氏名：△△ △△ 

私は、下記のとおり出資に係る持分及びこれに基づく一切の請求権を放棄します。

記

- 1 出資先：(法人名) 医療法人 ○○会
- 2 出資者名：△△ △△
- 3 出資時期：昭和60年 2月 1日
- 4 出資額：金 3,000,000 円
- 5 放棄の内容：
 - 【全部放棄の場合の記載例】
 - ・出資持分の全て及びこれに基づく一切の請求権
 - 【一部放棄の場合】
 - ・払戻請求を行う、金3,000,000円を除く持分及びこれに基づく一切の請求権
 - ・基金として拠出する、金3,000,000円を除く持分及びこれに基づく一切の請求権
- 6 放棄日：持分なし医療法人への移行に係る定款変更についての都道府県知事の認可のあった日

第4章 融資制度について

第4章では、独立行政法人福祉医療機構による新たな経営安定化資金の貸し付けについて説明します。

なお、融資制度については、福祉医療機構のホームページにおいて、詳細な貸付内容等が記載されていますので、参考としてください。

《参照先：福祉医療機構ホームページ》

<http://hp.wam.go.jp/guide/iryokashitsuke/tabid/163/Default.aspx>

第1節 新たな経営安定化資金

認定医療法人において出資者や相続人から払戻請求が生じ、医療法人の自己資金だけでは対応できず資金調達が必要となった場合、独立行政法人福祉医療機構による新たな経営安定化資金の貸し付けを受けることができます。

第2節 貸付限度額等

- ①貸付限度額：病院、診療所、介護老人保健施設ともに
2億5,000万円
- ②償還期間：8年（うち据置期間1年以内）

第3節 貸付条件

- ①移行計画の申請時に、融資制度の利用見込みを「有」として認定を受け、持分なし医療法人への移行期間中の医療法人であること。
- ②移行計画の認定時において、融資制度の利用見込みを「無」としていたものの、その後、融資制度の利用見込みが生じた場合については、厚生労働省あてに移行計画の変更申請を行って認定を受けてください。
- ③資金の貸付けにあたっては、事前審査および本審査を受けていただく必要があります。
- ④原則として、担保提供していただきます。
- ⑤保証については、次のいずれかを選択していただきます。
 - ・保証人不要制度（貸付利率に一定の利率を上乗せします。）
 - ・法人代表者等、個人の連帯保証人を立てる。
- ⑥通常の「経営安定化資金」との併用はできません。

第4節 審査

- ①審査については、事前審査と本審査の2回を受けていただく必要があります。
- ②事前審査
 - ・収支改善計画書、財務諸表等を提出いただき、事前審査を行います。
- ③本審査
 - ・借入申込前に「経営指導」を受けていただく必要があります。

- ・医療法人関係者に対して面接を実施し、収支改善計画の内容を確認します。
- ・提出書類は、収支改善計画書、財務諸表等です。

第5章 その他

第5章では、持分なし医療法人への移行促進策を利用するにあたっての留意事項等について説明します。

第1節 持分なし医療法人への移行促進策の事前準備

第2章の第1節でも説明しましたが、持分なし医療法人への移行促進策の利用にあたっては、事前準備に時間をかけることが重要です。

移行計画の認定は平成26年10月1日から3年間であり、移行期限については移行計画の認定を受けた日から3年以内としていることから、時間的には十分な準備期間を設けることができます。

移行を急ぐあまり医療法人内での合意が得られなかった、移行計画を十分検討せずに策定したため取り下げざるを得なくなったなどの結果とならないよう、十分な事前準備をお願いします。

第2節 持分なし医療法人へ移行した際の医療法人の課税関係

- ①持分なし医療法人へ移行した際、相続税法第66条第4項の規定に該当するときには、医療法人に対して贈与税が課される場合があります。
- ②医療法人に対する贈与税が非課税となる基準については、次ページの「持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行に関する税制について（贈与税非課税基準について）」を参考としてください。
- ③なお、上記基準の②中の「役員等（社員は含まれない）」については、「持分の定めのない医療法人への移行に係る質疑応答集（Q&A）」のQ4、5（P. 42参照）を参考としてください。

第3節 基金拠出型医療法人へ移行した場合の出資者の課税関係

- ①出資額部分のみを基金として振り替えた場合は、出資者に対して所得税は課税されません。
 - ②利益剰余分も含めて基金として振り替えた場合は、出資者に対して利益剰余部分に対する額について、みなし配当として所得税が課税されます。（所得税法第25条第1項第5号）
- ※基金拠出型医療法人へ移行した場合の課税関係については、「持分の定めのない医療法人への移行に係る質疑応答集（Q&A）」のQ2、Q3（P. 41参照）を参考としてください。

持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行に関する税制について
(贈与税非課税基準について)

◎相続税法施行令第33条第3項に基づき、以下の基準に該当する場合には、贈与税は非課税。
(なお、税務当局の個別判断により課税される場合がある。)

- ① 運営組織が適正であること(医療法施行規則第30条の35の2第1項第2号の規定による)
 - ・ 社会保険診療(租税特別措置法第26条第2項に定める給付、医療、介護、助産、介護、助産、サービス)、健診、助産に係る収入金額が全収入金額の80%超
 - ・ 自費患者に対する請求金額が社会保険診療報酬と同一基準
 - ・ 医業収入が医業費用の150%以内
 - ・ 役員、評議員に対する報酬等が不当に高額にならないような支給基準を規定
 - ・ 病院、診療所の名称が医療連携体制を担うものとして医療計画に記載
- ※医療法第30条の4第2項第4号、第5号:がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む。)、都道府県知事が特に必要と認める医療
- ② 役員等(社員は含まれない)のうち親族・特殊の関係がある者は1/3以下であること(定款、寄付行為にその旨の定めがあること)
 - ③ 法人関係者に対し、特別の利益を与えないこと
 - ④ 残余財産を国、地方公共団体、公益社団・財団法人その他の公益を目的とする事業を行う法人(持分の定めないもの)に帰属させること(定款、寄付行為にその旨の定めがあること)
 - ⑤ 法令に違反する事実、帳簿書類の隠ぺい等の事実その他の公益に反する事実がないこと
- ※ このほか、理事・評議員の定数や選任、理事会・社員総会・評議員会の運営等に関する要件がある。

《参考》持分の定めのない医療法人への移行に係る質疑応答集(Q & A)(抜粋)

Q 2. 基金拋出型法人に移行する際に、出資者全員が出資額部分のみを基金として振り替えた場合の課税関係はどのようになるのか。

A 2. この場合における課税関係は、以下のとおり。

- 1 各出資者に対する贈与税の課税関係
各出資者に対して、贈与税は課税されない。
- 2 各出資者に対する所得税の課税関係
各出資者に対して、所得税は課税されない。
- 3 医療法人に対する贈与税の課税関係
医療法人に対して、出資持分（出資額部分＋利益剰余金部分）のうち利益剰余金部分の放棄に伴う出資者の権利の消滅に係る経済的利益について、贈与税が課税される場合がある（相続税法第 66 条第 4 項）。
- 4 医療法人に対する法人税の課税関係
医療法人に対して、移行の際に持分の全部又は一部の払戻しをしなかったことにより生じる利益について、法人税は課税されない（法人税法施行令第 136 条の 4 第 2 項）。

Q 3. 基金拋出型法人に移行する際に、利益剰余金部分も含めて基金として振り替えた場合の課税関係はどのようになるのか。

A 3. この場合における課税関係は、以下のとおり。

- 1 各出資者に対する贈与税の課税関係
各出資者に対して、贈与税は課税されない。
- 2 各出資者に対する所得税の課税関係
出資持分の払戻しを受けた出資者に対して、利益剰余金部分に相当する額について、みなし配当として所得税が課税される（所得税法第 25 条第 1 項第 5 号）。
- 3 医療法人に対する贈与税の課税関係
医療法人に対して、贈与税は課税されない。
- 4 医療法人に対する法人税の課税関係
医療法人に対して、法人税は課税されない。

Q 4. 相続税法施行令第 33 条第 3 項第 1 号において、いわゆる「同族要件」として、「役員等のうち親族等が占める割合が 3 分の 1 以下である」旨規定されているが、ここにいう「役員等」に医療法人の社員は含まれるのか。

A 4. 含まれない。

(理由)

役員等は、「理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの」と規定されている（相続税法施行令第 32 条）。

医療法人の場合にあっては、業務執行機関を指し、基本的意思決定機関の構成員たる「社員」は役員等に含まれない。

Q 5. 「同族要件」の判定はいつの時点でなされるのか。

A 5. 原則として、贈与時点で判定する。ただし、贈与のタイミングに限って「3 分の 1 要件」を満たすように定款変更を行っている場合など、租税回避目的と認められるような事例については、贈与時点のみならず、その前後を通じて判定する場合もある。

(注) 「同族要件」を満たす定款の定めがあった場合であっても、実際には、「同族要件」を満たさない役員を選任がなされているときには、運営組織が適正であると認められない場合もある。

なお、国税庁の通達では、判定時期について、贈与時点で要件を満たしていなくても、申告期限までに要件を満たしていればよいものとして取り扱われている。

第4節 参考となる通知・解説等

今般の、持分なし医療法人への移行促進策の利用にあたって参考となる通知、解説、マニュアル等のHPのURLを記載しておきますので、ご活用ください。

- 1 持分なし医療法人への移行促進策のご案内【厚生労働省】
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyoudl/ikousokushin.pdf>
- 2 出資持分のない医療法人への円滑な移行マニュアル【厚生労働省】
http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyoudl/igyoukeiei/dl/houkokusho_shusshi_07.pdf
- 3 持分の定めのない医療法人への移行に係る質疑応答集（Q&A）【厚生労働省】
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/000035432.pdf>
- 4 租税特別措置法等（相続税・贈与税関係）の改正（P.616～631）【財務省】
http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2014/explanation/pdf/p0615_0647.pdf
- 5 融資制度：経営安定化資金【福祉医療機構】
<http://hp.wam.go.jp/guide/iryokashitsuke/tabid/163/Default.aspx>

第5節 申請・相談窓口

持分なし医療法人への移行促進策に関する各種申請・相談の窓口は以下のとおりです。

①移行計画の申請、報告および制度全般に関する相談の窓口

厚生労働省医政局医療経営支援課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL : 03-5253-1111 (代表) (内線 2672)

03-3595-2261 (直通)

FAX : 03-3580-9644

②融資制度の相談窓口

〈施設の開設地が東日本の場合〉

独立行政法人 福祉医療機構 医療貸付部医療審査課

〒105-8486 東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒュリック神谷町ビル 9F

TEL : 03-3438-9940

FAX : 03-3438-0659

〈施設の開設地が西日本の場合〉

独立行政法人 福祉医療機構 大阪支店医療審査課

〒541-0054 大阪市中央区南本町 3-6-14 ｲｯﾌﾞﾙ 3F

TEL : 06-6252-0219

FAX : 06-6252-0240

〈施設の開設地が沖縄県の場合〉

沖縄振興開発金融公庫 本店融資第一部産業開発融資班

〒900-8520 沖縄県那覇市おもろまち 1-2-26

TEL : 098-941-1765

FAX : 098-941-1915

③移行の具体的な進め方などの相談窓口

公益社団法人 日本医業経営コンサルタント協会 事業第二課

〒102-0075 東京都千代田区三番町 9-15 ホスピタルプラザビル 5F

TEL : 03-5275-6996

FAX : 03-5275-6991

※個々の医療法人の事情に特化した継続的な相談については、対応できない場合があります。

④納税猶予等の手続きについて

所轄の税務署へお問い合わせください。

